

臨時運行許可証(仮ナンバー)の申請について



本申請は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査、当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査、その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合、その他特に必要がある場合に限り、発行することができる。

① 申請に必要な物：車検証等、自賠責、印鑑、免許証、手数料(750円)

自賠責の期限が切れていますと発行できませんのでご了承ください。

右写真の赤四角の部分に必要な事項を記入し、提出ください。

※町内に住所を有しない申請者の場合、町内に住所を有する満20歳以上の保証人を置き、保証人の身分証明証をご提示ください。

自動車臨時運行許可申請書	
姓 名	_____
生 年 月 日	____年 ____月 ____日
住 居 所	_____
運転免許	_____
車検証	_____
自賠責	_____
運行の目的	_____
運行の場所	_____
運行の期間	_____
備 考	_____

② 有効期間：5日間

臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標(仮ナンバー)を有効期間が満了した日から2日以内にご返却ください。(※郵送は受け付けません。)

期間内にご返却できない場合または臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標(仮ナンバー)を紛失した場合は、すぐに下記の間合せ先までご連絡ください。



正しい使用方法と許可証の携帯を忘れないようにだっぴー！

問合せ

栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生741

TEL: 0287-45-2210

塩谷町役場 総務課 管理担当

受付時間:

午前8時30分～午後5時15分(年末年始、土曜日、日曜日、祝休日を除く)